

証券コード 5852
平成25年6月4日

株 主 各 位

東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社 **ア-レスティ**
取締役社長 高 橋 新

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月19日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成25年6月20日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中野区中野四丁目1番1号
株式会社中野サンブラザ 13階コスモルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第92期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ahresty.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、震災復興需要を背景に回復基調がみられたものの、世界景気の減速等を背景に、輸出の減少や設備投資が弱含みで推移する等、全体としては弱い動きとなりました。しかしながら、政権交代を機に、輸出環境の改善や経済対策・金融政策への期待感から、明るい兆しも見え始めました。海外においては、米国は弱めの回復テンポではありましたが、しばらくはこのまま穏やかな回復傾向は続くものと思われま。中国・インドでは拡大のテンポが一時鈍化しましたが、ようやく安定化し、やや持ち直す傾向となってきました。

このような環境の中、当社グループではグローバルでのダイカスト需要増に対応するため、北米及びアジアの生産能力を拡充する一方、国内では中長期的な国内ダイカスト需要の減少に対応するため、浜松工場と豊橋工場を東海工場として統合を進め、平成25年3月をもって集約を完了しました。

当連結会計年度の業績については、国内での売上が減少したものの、海外での売上が増加したことにより、売上高は105,887百万円（前期比2.0%増）となりました。収益面においては、主に国内での売上減少に伴う影響により営業利益は997百万円（前期比27.0%減）、経常利益は711百万円（前期比20.0%減）、当期純損失は167百万円（前期は当期純利益1,420百万円）となりました。

当連結会計年度の事業別の売上高内訳は下記に示したとおりであります。

事業別売上高

事業区別	売上高	売上構成比率
ダイカスト事業 日本	60,630百万円	57.3%
ダイカスト事業 北米	22,886	21.6
ダイカスト事業 アジア	16,736	15.8
アルミニウム事業	3,840	3.6
完成品事業	1,793	1.7

ダイカスト事業 日本

国内では、主要顧客である自動車メーカーにおいて、上期はエコカー補助金の効果による販売増加や東日本大震災の復興需要等に支えられ生産が増加しましたが、下期はエコカー補助金の終了及びアジアや欧州向けを中心とした自動車輸出減少の影響等により生産が減少しました。当社においては、主に輸出向け製品の受注減少等の影響を受け、売上高は60,630百万円(前期比6.9%減)となりました。収益面においては、売上高の減少及び東海工場の集約に伴う一時的な費用増の影響等によりセグメントの利益は601百万円(前期比58.9%減)となりました。

ダイカスト事業 北米

北米では、東日本大震災の影響により減少した主要顧客からの受注が回復し、アメリカでの緩やかな景気回復の下、自動車販売も好調である事から受注が増加し、売上高は22,886百万円(前期比22.0%増)となりました。収益面においては、受注増の影響や前期にメキシコで発生していた生産対応の遅れによる費用を削減したこと等により、セグメントの利益は744百万円(前期比136.7%増)となりました。

ダイカスト事業 アジア

アジアでは、平成23年夏より中国合肥における新拠点が操業開始した影響に加え、中国広州及びインドにおいても新規製品の量産が本格化したことにより受注が増加し、アジアでの売上高は16,736百万円(前期比22.0%増)となりました。収益面においては、インド及び合肥での先行投資による固定費の増加影響等によりセグメントの損失は521百万円(前期はセグメントの損失504百万円)となりました。

アルミニウム事業

アルミニウム事業においては、受注量は年間を通じて堅調に推移したことにより、売上高は3,840百万円（前期比2.6%増）となりました。収益面においては、主として円高を原因とした市況販売価格の低迷があったものの、受注増や原価低減活動による一定の効果が得られたことにより、セグメントの利益は50百万円（前期はセグメントの損失42百万円）となりました。

完成品事業

完成品事業においては、国内シェアは増加したものの、主要販売先である半導体関連企業の設備投資が低調であることに加え、通信会社のデータセンター向け物件の需要が前期に比べ減少したこと等により、売上高は1,793百万円（前期比27.0%減）となりました。収益面においては、売上減少の影響があったものの原価低減活動の成果により、セグメントの利益は78百万円（前期比8.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（金型を除く）の総額は11,472百万円であります。

ダイカスト事業における設備投資の総額は11,457百万円であり、その主なものは生産設備であります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

ダイカスト事業	北米	アーレスティウイルミントンCORP.	生産設備の増設
ダイカスト事業	北米	アーレスティメヒカーナS. A. de C. V.	生産設備の増設
ダイカスト事業	アジア	広州阿雷斯提汽车配件有限公司	生産設備の増設
ダイカスト事業	アジア	合肥阿雷斯提汽车配件有限公司	生産設備の増設

ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資等に対する資金調達は、主として主要金融機関からの借入金と自己資金によって行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第89期 (平成21年度)	第90期 (平成22年度)	第91期 (平成23年度)	第92期 (当連結会計年度) (平成24年度)
売上高 (百万円)	75,777	99,022	103,800	105,887
経常利益 (百万円)	564	3,557	888	711
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△59	1,481	1,420	△167
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円)	△2.77	68.80	65.87	△7.76
総資産 (百万円)	87,977	93,799	105,208	110,752
純資産 (百万円)	35,249	34,407	35,414	39,335
1株当たり純資産額 (円)	1,633.33	1,593.63	1,639.10	1,820.70

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アーレスティ栃木	300百万円	100.0%	アルミダイカスト製造業
アーレスティウイilmington CORP.	33,600千ドル	100.0	アルミダイカスト製造業
広州阿雷斯提汽车配件有限公司	543,326千中国元	100.0	アルミダイカスト製造業
アーレスティメヒカーナS. A. de C. V.	1,035百万ペソ	100.0	アルミダイカスト製造業
株式会社アーレスティプリテック	100百万円	100.0	軽金属加工業
株式会社アーレスティ山形	151百万円	100.0	アルミダイカスト製造業
株式会社アーレスティダイモールド浜松	266百万円	100.0	精密金型製造業
株式会社アーレスティ熊本	150百万円	100.0	アルミダイカスト製造業
アーレスティインディアプライベートリミテッド	3,400,000千ルピー	100.0	アルミダイカスト製造業
株式会社アーレスティテクノサービス	15百万円	100.0	機械器具製造業

(4) 対処すべき課題

当社の主要事業であるダイカスト事業においては、中長期的には新興国を中心とした自動車需要の増加、先進国における需要回復、軽量化によるアルミダイカスト採用増によりグローバルでのダイカスト需要は拡大していくものと見込まれます。一方、国内においては、少子高齢化等に伴う国内自動車販売の減少、為替リスク回避等に伴う海外自動車生産の増加等により、国内ダイカスト需要は縮小するものと予想されます。アルミニウム事業においてもその主な需要先がダイカスト事業と同一業界であることから同様に推移するものと見込まれます。完成品事業においては、国内での大幅な需要増は期待できないものの、海外における需要増が見込まれます。

このような環境下において、当社グループの長期的な経営の方向性を示した「10年ビジョン」をベースとしつつ、グローバル需要拡大に対応すべく中国・北米を中心とした海外ダイカスト事業の拡大、国内需要の縮小を見据えた効率的な生産体制の確立を進めると共に、ものづくりに焦点を当てた方針を「1315 3カ年アーレスティ方針」として掲げ、次の4つを柱として、全従業員が積極的に活動し計画達成を目指して全力で取り組んでまいります。

- ① 最善なものづくりの追求と共有
- ② ものづくりの現場で活かす技術開発
- ③ ものづくりを支える人づくり
- ④ 健全な利益追求

なお、これまでの「1012 3カ年アーレスティ方針」で課題として取上げていた基盤強化の状況は次の通りです。

・ものづくりの品質基盤強化

お客様の信頼と期待に応える品質の製品を提供するため、設計から出荷までの各工程において、不良を作らない・流さないための管理技術・固有技術を高める施策、サイクルタイム短縮の施策等を展開し、品質システムの向上、顧客満足度の向上、生産性の向上を目指し、すべてのプロセスでものづくりの基盤強化を進めてきており、一定の成果は得られたものの、更なる品質基盤強化のため、「1315 3カ年アーレスティ方針」では、最善なものづくりの追求と共有の施策を展開してまいります。

・プロフェッショナル人財の育成

グローバルでの競争激化が予想される厳しい環境下において、社員一人ひとりがプロとしてアーレスティウェイを実践し企業成長を支える人材に成長できる環境づくりと品質教育を始めた能力クラス別専門教育、マネジメント・エキスパートの育成等の施策を進めており、専

門教育体系等の基盤整備を完了し、この体系に沿った人材育成を行っております。「1315 3ヵ年アーレスティ方針」では、ものづくりを支える人づくりの施策を展開してまいります。

- ・グローバル経営システムの構築と展開と周知

グローバル化が進む中で、効率の良い組織と機能の実現のため、グローバル標準の整備を中心に経営・営業・製造機能の基盤強化の施策を進めており、主要な標準類の整備等を完了しております。

- ・リスクマネジメント

事業継続マネジメントの構築と地震等の主要リスクに対する事業継続計画の策定・推進を進めてきております。今後は、この事業継続計画に従ったリスク対応の諸施策を継続して実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

事業区分	事業内容
ダイカスト事業	アルミニウム合金を主材料とするダイカスト製品、金型の製造・販売をしております。ダイカスト製品は、自動車部品、汎用エンジン部品、産業用機械部品等であります。
アルミニウム事業	アルミニウムの合金地金の製造・販売をしております。
完成品事業	建築用床材料等の製造・販売をしております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本	社	東京都中野区							
工	場	東松山工場（埼玉県比企郡滑川町） 熊谷工場（埼玉県熊谷市） 東海工場（愛知県豊橋市）							
テ	ク	ニ	カ	ル	セ	ン	タ	ー	愛知県豊橋市
営	業	所	栃木営業所（栃木県下都賀郡壬生町） 関東営業所（東京都中野区） 厚木営業所（神奈川県厚木市） 東海営業所（愛知県豊橋市） 名古屋営業所（愛知県安城市） 関西営業所（大阪府吹田市） 大阪営業所（大阪府吹田市） 熊本営業所（熊本県宇城市）						

- (注) 1. 東海工場浜松は平成25年3月末日をもって閉鎖しております。
2. 浜松営業所は平成24年7月23日をもって豊橋に移転し、営業所名を東海営業所としております。

② 主要な子会社の事業所

株 式 会 社	ア	ー	レ	ス	テ	ィ	栃	木	栃木県下都賀郡壬生町																								
株 式 会 社	ア	ー	レ	ス	テ	ィ	熊	本	熊本県宇城市																								
株 式 会 社	ア	ー	レ	ス	テ	ィ	山	形	山形県西置賜郡白鷹町																								
ア	ー	レ	ス	テ	ィ	ウ	ィ	ル	ミ	ン	ト	ン	C	O	R	P	.	米	国	オ	ハ	イ	オ	州									
ア	ー	レ	ス	テ	ィ	メ	ヒ	カ	ー	ナ	S	.	A	.	d	e	C	.	V	.	メ	キ	シ	コ	合	衆	国	サ	カ	テ	カ	ス	州
広	州	阿	雷	斯	提	汽	車	配	件	有	限	公	司	中	華	人	民	共	和	国	広	東	省										
ア	ー	レ	ス	テ	ィ	イ	ン	ド	ィ	ア	プ	ラ	イ	ベ	ー	ト	リ	ミ	テ	ド	イ	ン	ド	共	和	国	ハ	リ	ヤ	ナ	州		
株 式 会 社	ア	ー	レ	ス	テ	ィ	浦	里	テ	ック	静	岡	県	浜	松	市	中	区															
株 式 会 社	ア	ー	レ	ス	テ	ィ	ダイ	モ	ー	ルド	浜	松	静	岡	県	浜	松	市	西	区													
株 式 会 社	ア	ー	レ	ス	テ	ィ	テ	ク	ノ	サ	ー	ビ	ス	静	岡	県	浜	松	市	浜	北	区											

(7) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
ダイカスト事業 日本	2,113名	79名減
ダイカスト事業 北米	1,881名	262名増
ダイカスト事業 アジア	2,252名	133名増
アルミニウム事業	53名	2名増
完成品事業	29名	—
全社（共通）	78名	3名減
合計	6,406名	315名増

(注) 1. 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

2. 使用人数が当連結会計年度において315名増加しておりますが、主としてアーレスティメヒカーナ S. A. de C. V. 及び合肥阿雷斯提汽车配件有限公司におけるダイカスト事業の拡大に伴う人員の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤務年数
901名	83名減	40.0歳	14.5年

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者（156名）を除き、社外から当社への出向者（24名）を含めております。

なお、使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほコーポレート銀行	18,988百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,301
株式会社三井住友銀行	2,062
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,350
株式会社静岡銀行	1,120

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,778,220株（うち自己株式213,847株）
- ③ 株主数 4,564名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
高 橋 新	915	4.2
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	765	3.5
本 田 技 研 工 業 (株)	672	3.1
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) (信 託 口)	664	3.0
日 本 軽 金 属 (株)	657	3.0
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA HONG KONG BRANCH - CLIENT ACCOUNT	647	3.0
ア ー レ ス テ ィ 取 引 先 持 株 会	644	2.9
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	618	2.8
ザ バ ン ク オ フ ニ ュ ー ヨ ー ク ジ ャ ス デ ィ ッ ク ノ ン ト リ ー テ ィ ー ア カ ウ ン ト	592	2.7
ス ズ キ (株)	565	2.6
計	6,744	31.2

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示してあります。
 2. 持株比率は自己株式（213,847株）を控除して計算しております。
 また、小数点第1位未満を切り捨てて表示してあります。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成25年3月31日現在)

発行決議日	平成18年11月15日	平成19年7月26日	平成20年7月25日	平成21年7月24日					
新株予約権の数	48個	70個	172個	169個					
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 17,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 16,900株 (新株予約権1個につき100株)					
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償					
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)					
権利行使期間	平成18年12月1日から 平成48年11月30日まで	平成19年8月11日から 平成49年8月10日まで	平成20年8月19日から 平成50年8月18日まで	平成21年8月18日から 平成51年8月17日まで					
行使の条件	注1	注2	注3	注4					
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	42個	新株予約権の数	61個	新株予約権の数	132個	新株予約権の数	129個
		目的となる株式数	4,200株	目的となる株式数	6,100株	目的となる株式数	13,200株	目的となる株式数	12,900株
	監査役 (社外監査役を除く)	保有者数	2名	保有者数	2名	保有者数	2名	保有者数	2名
		新株予約権の数	6個	新株予約権の数	9個	新株予約権の数	40個	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	600株	目的となる株式数	900株	目的となる株式数	4,000株	目的となる株式数	4,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名	保有者数	2名	保有者数	2名

発行決議日	平成22年7月12日	平成23年7月20日	平成24年7月24日				
新株予約権の数	176個	240個	240個				
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 17,600株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 24,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 24,000株 (新株予約権1個につき100株)				
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償				
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)				
権利行使期間	平成22年7月29日から 平成52年7月28日まで	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで	平成24年8月9日から 平成54年8月8日まで				
行使の条件	注5	注6	注7				
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	136個	新株予約権の数	200個	新株予約権の数	200個
		目的となる株式数	13,600株	目的となる株式数	20,000株	目的となる株式数	20,000株
	監査役 (社外監査役を除く)	保有者数	3名	保有者数	4名	保有者数	4名
		新株予約権の数	40個	新株予約権の数	40個	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	4,000株	目的となる株式数	4,000株	目的となる株式数	4,000株
		保有者数	2名	保有者数	2名	保有者数	2名

- 注1：(1) 新株予約権者は、平成18年12月1日から平成48年11月30日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成47年11月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成47年12月1日から平成48年11月30日まで
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- 注2：(1) 新株予約権者は、平成19年8月11日から平成49年8月10日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成48年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成48年8月11日から平成49年8月10日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

- 注3：(1) 新株予約権者は、平成20年8月19日から平成50年8月18日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成49年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成49年8月19日から平成50年8月18日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注4：(1) 新株予約権者は、平成21年8月18日から平成51年8月17日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成50年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年8月18日から平成51年8月17日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注5：(1) 新株予約権者は、平成22年7月29日から平成52年7月28日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成51年7月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成51年7月29日から平成52年7月28日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

- 注6：(1) 新株予約権者は、平成23年8月9日から平成53年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成52年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成52年8月9日から平成53年8月8日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注7：(1) 新株予約権者は、平成24年8月9日から平成54年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成53年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成53年8月9日から平成54年8月8日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（平成25年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋新	最高執行責任者
取締役	石丸博	専務執行役員 品質保証本部長
取締役	野中賢一	専務執行役員 製造本部長
取締役	古屋茂	専務執行役員 管理本部長
取締役	原隆	日本軽金属ホールディングス㈱執行役員
常勤監査役	熊木勉	
常勤監査役	見目康夫	
監査役	早乙女唯夫	
監査役	志藤昭彦	㈱ヨロズ代表取締役会長 ㈱ヨロズ栃木代表取締役会長 ㈱ヨロズ大分代表取締役会長 ㈱ヨロズ愛知代表取締役会長 ㈱庄内ヨロズ代表取締役会長 ㈱ヨロズエンジニアリング代表取締役会長 ㈱ヨロズサービス代表取締役会長 Yorozu JBM Automotive Tamil Nadu Private Limited代表取締役会長

- (注) 1. 取締役原隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早乙女唯夫氏及び志藤昭彦氏は、社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入しております。執行役員は14名で構成され、うち4名が取締役兼任であります。
4. 常勤監査役熊木勉氏及び監査役早乙女唯夫氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役熊木勉氏は、当社の経理部署に昭和46年4月から平成8年7月まで在籍し、通算25年にわたり決算手続並びに財務諸表の作成等に従事しておりました。
 - ・監査役早乙女唯夫氏は、税理士の資格を有しております。
5. 当社は、取締役原隆氏、監査役早乙女唯夫氏、監査役志藤昭彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	112百万円 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2)	44百万円 (10)
合 計	10名	156百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- ・ストックオプションによる報酬額 5百万円
 - 取 締 役 4 名 4百万円
 - 監 査 役 2 名 0百万円

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役原隆氏は、日本軽金属ホールディングス㈱の執行役員を兼務しております。なお、当社は日本軽金属ホールディングス㈱との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役志藤昭彦氏は、㈱ヨロズ、㈱ヨロズ栃木、㈱ヨロズ大分、㈱ヨロズ愛知、㈱庄内ヨロズ、㈱ヨロズエンジニアリング、㈱ヨロズサービス、Yorozu JBM Automotive Tamil Nadu Private Limitedの代表取締役会長を兼務しております。なお、当社と上記8社との間には特別の関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役原 隆	(11回のうち)9回	81.8%	—	—
監査役早乙女唯夫	14	100.0	13回	100.0%
監査役志藤昭彦	14	100.0	13	100.0

- ・取締役会及び監査役会における発言状況
 - 取締役原隆氏は、豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - 監査役早乙女唯夫氏は、税理士としての経験から必要に応じ専門的な見地から経理などについて発言をしております。
 - 監査役志藤昭彦氏は、豊富な経験や見識から企業経営の健全性、コーポレートガバナンス等について発言をしております。
- ニ. 責任限定契約の内容の概要
 - 当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 - 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役原隆氏は400万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役早乙女唯夫氏と監査役志藤昭彦氏は400万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるアドバイザリー業務に対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

⑥ 子会社の会計監査人の状況

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス規程」及び「アーレストィグループ行動規範」を定め、取締役は自らの率先垂範と従業員への周知徹底を図る。
- ② 社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を統括するとともに、コンプライアンス委員会事務局をヒューマンリソース部に設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・運用を推進する。
- ③ 取締役管理本部長を責任者、経理部、経営企画部及びヒューマンリソース部を推進部署として、当社グループ全体の内部統制システムを構築・運用し、執行部門から独立した内部監査室による内部統制監査により、内部統制システムの有効性及び適法性を確保する。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンス違反行為に関する社内通報システムを整備し、「コンプライアンス通報要領」に基づきその運用を行う。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度をもって対応し、不当な要求や取引の要請等は断固として排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、AS (Ahresty Standard) に規定する「情報管理規程」・「機密情報管理規程」・「ITシステム管理規程」等に基づき、その定められた期間及び保存媒体に応じて適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 資金管理、資産活用、個別取引、事故・災害、その他企業活動全般に係る個々のリスクについて、認識・識別、分析・評価を行い、既存の個別リスクに対応した「与信管理規程」等のほかに総括的な「リスク管理規程」を定め、カテゴリーごとの管理責任者を決定し、同規程に従いリスク管理体制を構築・運用する。
- ② 不測の事態を想定した「緊急事態対応要領」を定め、不測の事態が発生した場合には、同要領に基づき、社長を本部長とする対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を構築・運用する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役相互に業務執行を監督するとともに取締役間の意思疎通を図り、職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎とする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行のうち部門に横断する重要な業務執行については、執行役員によって構成し原則として月2回開催される経営会議において審議を行い、その審議を経て執行している。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「職位・職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 経営管理については、「グループ管理基本方針」及び「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、月1回開催される工場長会議のほか、必要に応じてモニタリングを行う。
 - ② グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、「コンプライアンス基本方針」、「アーレスティグループ行動規範」をグループ全体に適用し、これを基礎として、グループ各社が諸規程を制定・改定する。
子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室またはコンプライアンス委員会に報告する。
 - ③ 内部監査室は、「内部（会計・業務）監査規程」に基づきグループ会社の業務監査、内部統制システムの有効性についても評価を行う。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役補助者を置く。なお、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価等は、監査役と協議のうえ取締役会が決定することとし、監査役補助者の取締役からの独立性を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役が出席する経営会議、工場長会議等の業務執行または業績に関する会議において、「経営会議規程」、「工場長会議規程」等に基づき業務または業績に影響を与える重要な事項を報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ② 内部監査室は、「内部（会計・業務）監査規程」に基づき監査役と調整して内部監査計画を立て、内部監査の結果は監査役に都度報告する。
 - ③ 「コンプライアンス通報要領」に基づき、社内通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 - ④ 監査役は、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査役会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び内部監査室と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築・運用する。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の増大が最も重要な株主還元と位置づけております。利益配分につきましては、中長期的な事業発展のための財務体質と経営基盤の強化を図ることを考慮しつつ、適正な利益還元を行うことを基本方針とし、中長期の企業成長に必要な投資額及び配当性向を勘案したうえで、連結業績の動向も十分考慮した配当を行ってまいります。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり3円の間配当を実施しましたが、通期の業績を勘案し誠に遺憾ながら期末配当は無配とすることを決定いたしました。結果1株当たり年間配当金は3円となります。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当（基準日9月30日）をすることができる旨及び会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年11月9日 取締役会決議	64	3

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社としては会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は重要な事項と認識しており、継続的に検討をしてまいります。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	37,153	流 動 負 債	40,143
現金及び預金	6,087	支払手形及び買掛金	12,418
受取手形及び売掛金	18,620	電子記録債務	3,583
商品及び製品	2,777	短期借入金	6,315
仕掛品	3,999	1年内返済予定の長期借入金	9,406
原材料及び貯蔵品	2,641	未払法人税等	270
繰延税金資産	1,255	賞与引当金	930
その他	1,772	事業構造改善引当金	196
貸倒引当金	△1	製品保証引当金	189
固 定 資 産	73,599	その他	6,831
有形固定資産	65,150	固 定 負 債	31,273
建物及び構築物	11,749	長期借入金	22,941
機械装置及び運搬具	30,171	繰延税金負債	3,428
工具器具備品	4,515	退職給付引当金	3,919
土地	5,743	その他	984
リース資産	681	負 債 合 計	71,416
建設仮勘定	12,289	純 資 産 の 部	
無形固定資産	984	株 主 資 本	39,100
投資その他の資産	7,464	資本金	5,117
投資有価証券	5,956	資本剰余金	8,359
繰延税金資産	1,258	利益剰余金	25,944
その他	251	自己株式	△320
貸倒引当金	△1	その他の包括利益累計額	161
資 産 合 計	110,752	その他有価証券評価差額金	2,365
		為替換算調整勘定	△2,203
		新 株 予 約 権	73
		純 資 産 合 計	39,335
		負 債 純 資 産 合 計	110,752

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	105,887
売上原価	95,533
売上総利益	10,354
販売費及び一般管理費	9,356
営業利益	997
営業外収益	
受取利息	24
受取配当金	107
為替差益	351
スクラップ売却益	76
その他	133
営業外費用	
支払利息	812
その他	167
経常利益	711
特別利益	
固定資産売却益	4
補助金収入	171
特別損失	
固定資産除売却損	158
税金等調整前当期純利益	728
法人税、住民税及び事業税	857
法人税等調整額	37
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△167
当期純損失(△)	△167

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	5,117
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	5,117
資本剰余金	
当期首残高	8,359
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	8,359
利益剰余金	
当期首残高	26,240
当期変動額	
剰余金の配当	△129
当期純損失(△)	△167
当期変動額合計	△296
当期末残高	25,944
自己株式	
当期首残高	△320
当期変動額	
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△320

(単位：百万円)

株主資本合計	
当期首残高	39,397
当期変動額	
剰余金の配当	△129
当期純損失(△)	△167
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	<u>△296</u>
当期末残高	<u>39,100</u>
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,846
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	518
当期変動額合計	<u>518</u>
当期末残高	<u>2,365</u>
為替換算調整勘定	
当期首残高	△5,897
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,694
当期変動額合計	<u>3,694</u>
当期末残高	<u>△2,203</u>
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△4,050
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,212
当期変動額合計	<u>4,212</u>
当期末残高	<u>161</u>

(単位：百万円)

新株予約権	
当期首残高	67
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5
当期変動額合計	5
当期末残高	73
純資産合計	
当期首残高	35,414
当期変動額	
剰余金の配当	△129
当期純損失（△）	△167
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,218
当期変動額合計	3,921
当期末残高	39,335

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

15社

連結子会社は(株)アーレスティ栃木、(株)アーレスティ熊本、アーレスティウイルミントンCORP.、(株)アーレスティ山形、(株)アーレスティダイモールド浜松、(株)アーレスティダイモールド栃木、(株)アーレスティダイモールド熊本、タイアーレスティダイCO.,LTD.、(株)アーレスティテクノサービス、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、(株)アーレスティプリテック、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、アーレスティインディアプライベートリミテッド、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司であります。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

タイアーレスティエンジニアリングCO.,LTD.

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

また、関連会社は存在しないため該当ありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

非連結子会社であるタイアーレスティエンジニアリングCO.,LTD. に対する投資については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)アーレスティテクノサービス、(株)アーレスティダイモールド浜松、(株)アーレスティダイモールド栃木、(株)アーレスティダイモールド熊本、タイアーレスティダイCO.,LTD.、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、(株)アーレスティプリテック、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び一部の連結子会社は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しており、一部の連結子会社は先入先出法に基づく低価法により評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社…定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主たる海外連結子会社…定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具器具備品	2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、一部の海外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

ニ. 事業構造改善引当金

当社グループは、当社の旧浜松工場と旧豊橋工場を統合し、旧豊橋工場を母体とした東海工場への集約を進めております。この国内生産体制再編に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について合理的な見積額を計上しております。

ホ. 製品保証引当金

将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
部分について成果の確実性が
認められる工事

ロ. その他の工事 工事完成基準

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金

b. ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建債権債務等

ハ. ヘッジ方針 変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつ、ヘッジ取引の実行管理を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

なお、消去差額が軽微である場合には、発生日を含む連結会計年度において一括償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

有形固定資産のうち下記資産については、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）220百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	521百万円
土地	2,339百万円
計	2,861百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 102,644百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	21,778千株	－千株	－千株	21,778千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	213千株	0千株	－千株	213千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月14日 取締役会決議	普通株式	64	利益剰余金	3	平成24年3月31日	平成24年6月7日
平成24年11月9日 取締役会決議	普通株式	64	利益剰余金	3	平成24年9月30日	平成24年12月5日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成18年11月15日 取締役会決議分	平成19年7月26日 取締役会決議分	平成20年7月25日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,800株	7,000株	17,200株
新株予約権の残高	48個	70個	172個

	平成21年7月24日 取締役会決議分	平成22年7月12日 取締役会決議分	平成23年7月20日 取締役会決議分	平成24年7月24日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	16,900株	17,600株	24,000株	24,000株
新株予約権の残高	169個	176個	240個	240個

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金にかかる支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(4)会計処理基準に関する事項⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、管掌役員に報告しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

なお、国内連結子会社は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により、親会社を通じた借入金の調達をしておりますので、流動性リスクの管理は行っておりません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,087	6,087	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,620	18,620	—
(3) 投資有価証券	5,790	5,790	—
資産計	30,499	30,499	—
(1) 支払手形及び買掛金	12,418	12,418	—
(2) 短期借入金	6,315	6,315	—
(3) 長期借入金	32,348	32,371	23
負債計	51,082	51,105	23
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短時間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短時間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

区分	取引の種類	当連結会計年度（平成25年3月31日）			
		契約額等 （百万円）	契約額などの うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	金利スワップ 取引変動受取・ 固定支払	819	819	△15	△15

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成25年3月31日）		
			契約額など （百万円）	契約額などの うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ 取引変動受取・ 固定支払	長期借入金	7,635	7,095	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債の(3)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	128
非連結子会社株式	36

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,087	—	—	—
受取手形及び売掛金	18,620	—	—	—
合計	24,708	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	9,406	21,729	1,212	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,820円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △7円76銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成25年5月13日開催の取締役会で当社が保有する投資有価証券の一部銘柄を売却することを決議しました。

なお、当該投資有価証券の売却益は約8億円を想定しています。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		22,974	負 債 の 部		29,329
流 動 資 産		22,974	流 動 負 債		29,329
現 金 及 び 預 金		1,693	支 払 手 形		2,745
受 取 手 形		1,853	電 子 記 録 債 務		3,320
売 掛 金		11,361	買 掛 金		5,245
商 品 及 び 製 品		799	短 期 借 入 金		1,800
仕 掛 品		1,273	1年内返済予定の長期借入金		6,086
原 材 料 及 び 貯 蔵 品		869	未 払 金		1,075
前 払 費 用		59	未 払 費 用		254
繰 延 税 金 資 産		1,029	未 払 法 人 税 等		16
関 係 会 社 短 期 貸 付 金		594	前 受 金		282
未 収 入 金		3,255	預 賞 与 引 当 金		7,426
そ の 他		186	賞 品 保 証 引 当 金		502
貸 倒 引 当 金		△1	業 務 構 造 改 善 引 当 金		79
固 定 資 産		53,329	事 業 所 の 他		237
有 形 固 定 資 産		9,699	固 定 負 債		15,286
建 築 物		2,972	長 期 借 入 金		10,197
構 築 物		61	繰 延 税 金 負 債		2,237
機 械 及 び 装 置		1,454	退 職 給 付 引 当 金		2,707
車 両 運 搬 具		17	そ の 他		144
工 具 器 具 備 品		606	負 債 合 計		44,615
土 地		3,580	純 資 産 の 部		
リ ー ス 資 産		5	株 主 資 本		29,244
建 設 仮 勘 定		1,000	資 本 剰 余 金		5,117
無 形 固 定 資 産		95	資 本 準 備 金		8,177
ソ フ ト ウ ェ ア		57	利 益 剰 余 金		16,269
そ の 他		38	利 益 準 備 金		393
投 資 そ の 他 の 資 産		43,534	そ の 他 利 益 剰 余 金		15,875
投 資 有 価 証 券		5,587	配 当 準 備 積 立 金		120
関 係 会 社 株 式		37,764	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金		1,678
そ の 他		182	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金		0
貸 倒 引 当 金		△1	別 途 積 立 金		13,240
資 産 合 計		76,303	繰 越 利 益 剰 余 金		837
			自 己 株 式		△320
			評 価 ・ 換 算 差 額 等		2,369
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		2,369
			新 株 予 約 権		73
			純 資 産 合 計		31,687
			負 債 純 資 産 合 計		76,303

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		69,100
売 上 原 価		63,742
売 上 総 利 益		5,357
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,919
営 業 利 益		437
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	299	
受 取 賃 貸 料	71	
為 替 差 益	420	
そ の 他	143	938
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	233	
そ の 他	32	265
経 常 利 益		1,110
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	7	7
税 引 前 当 期 純 利 益		1,104
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	91	
法 人 税 等 調 整 額	△92	△1
当 期 純 利 益		1,105

株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
当期首残高	5,117
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	5,117
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,177
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	8,177
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	393
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	393
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	120
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	120
買換資産圧縮積立金	
当期首残高	1,762
当期変動額	
買換資産圧縮積立金の取崩	△83
当期変動額合計	△83
当期末残高	1,678

(単位：百万円)

固定資産圧縮積立金	
当期首残高	0
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	0
別途積立金	
当期首残高	13,240
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	13,240
繰越利益剰余金	
当期首残高	△223
当期変動額	
買換資産圧縮積立金の取崩	83
固定資産圧縮積立金の取崩	0
剰余金の配当	△129
当期純利益	1,105
当期変動額合計	1,060
当期末残高	837
自己株式	
当期首残高	△320
当期変動額	
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△320
株主資本合計	
当期首残高	28,268
当期変動額	
剰余金の配当	△129
当期純利益	1,105
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	976
当期末残高	29,244

(単位：百万円)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,899
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	469
当期変動額合計	469
当期末残高	2,369
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,899
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	469
当期変動額合計	469
当期末残高	2,369
新株予約権	
当期首残高	67
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5
当期変動額合計	5
当期末残高	73
純資産合計	
当期首残高	30,235
当期変動額	
剰余金の配当	△129
当期純利益	1,105
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	475
当期変動額合計	1,452
当期末残高	31,687

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの
 - ・時価のないもの
- ③ たな卸資産

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
- ③ リース資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～47年
機械及び装置	2～8年
工具器具備品	2～20年

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ④ 事業構造改善引当金 当社は、旧浜松工場と旧豊橋工場を統合し、旧豊橋工場を母体とした東海工場への集約を進めております。この国内生産体制再編に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について合理的な見積額を計上しております。
- ⑤ 製品保証引当金 将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ. その他の工事 工事完成基準
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段…金利スワップ取引
 ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金
- b. ヘッジ手段…為替予約
 ヘッジ対象…外貨建債権債務等
- ③ ヘッジ方針 変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつヘッジ取引の実行管理を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「前受金」は3百万円です。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

有形固定資産のうち下記資産については、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）220百万円の担保に供しております。

建 物	521百万円
土 地	2,339百万円
計	2,861百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 32,061百万円

(3) 保証債務

① 関係会社の金融機関からの銀行借入等に対し保証を行っております。

アーレスティウイルミントンCORP.	751百万円
アーレスティメヒカーナS. A. de C. V.	11,626百万円
広州阿雷斯提汽车配件有限公司	6,721百万円
アーレスティインディアプライベートリミテッド	582百万円
合肥阿雷斯提汽车配件有限公司	1,214百万円
計	20,897百万円

② 関係会社の電子記録債権に係る債務に対し保証を行っております。

株式会社アーレスティ栃木	1,075百万円
株式会社アーレスティ山形	295百万円
株式会社アーレスティ熊本	77百万円
株式会社アーレスティテクノサービス	263百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	4,441百万円
② 短期金銭債務	10,846百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	4,185百万円
② 売上原価	36,540百万円
③ 販売費及び一般管理費	38百万円
④ 営業取引以外の取引高	347百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	213千株	0千株	一千株	213千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

(百万円)

繰延税金資産	
未払費用	28
未払事業税	13
賞与引当金	191
退職給付引当金	970
事業構造改善引当金	294
減損損失	38
繰越欠損金	426
製品保証引当金	30
その他	88
繰延税金資産小計	2,081
評価性引当額	△1,052
繰延税金資産合計	1,029
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△937
その他有価証券評価差額金	△1,299
その他	△0
繰延税金負債合計	△2,237
繰延税金負債の純額	△1,207

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 アーレスティ 栃木	300	アルミダイカスト 製品の製造	100	アルミ原材料を 当社より仕入、 ダイカスト製品を 当社へ売上 役員の兼任	ダイカスト製品の 購入	19,423	買掛金	1,750
						電子記録債権に係 る債務に対する 保証	1,075	—	—
	株式会社 アーレスティ 熊本	150	アルミダイカスト 製品の製造	100	ダイカスト製品を 当社へ売上 役員の兼任	資金の借入	877	預り金	1,008
	株式会社 アーレスティ 山形	151	アルミダイカスト 製品の製造	100	アルミ原材料を当 社より仕入、ダイ カスト製品を当社 へ売上 役員の兼任	資金の借入	887	預り金	805
	株式会社 アーレスティ テクノサービス	15	機械器具の製造	100	ダイカスト周辺部 品を当社へ売上 役員の兼任	資金の借入	1,315	預り金	1,320
	株式会社 アーレスティ ダイモールド 浜松	266	精密金型の製造	100	ダイカスト金型を 当社へ売上 役員の兼任	ダイカスト用精密 金型等の購入	1,613	未払金	96
	広州阿雷斯提汽 車配件有限公司	千中国元 543,326	アルミダイカスト 製品の製造	100	ダイカスト製品を 当社へ売上 役員の兼任	銀行借入に対する 債務保証	6,721	—	—
株式会社 アーレスティ ブリテック	100	軽金属製品の加工	100	ダイカスト製品加工 代を当社へ売上 役員の兼任	資金の借入	3,218	預り金	3,225	

種類	会社名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アーレスティ メヒカーナ S.A. de C.V.	百万ペソ 1,035	アルミダイカスト 製品の製造	100	役員の兼任	ダイカスト用精密 金型等の販売	1,700	売掛金	952
						製造用機械装置 ・工具器具備品 の購入資金	2,938	未収入金	2,322
						銀行借入に対する 債務保証	11,626	—	—
	アーレスティ インディア プライベート リミテッド	千ルピー 3,400,000	アルミダイカスト 製品の製造	100	役員の兼任	増資の引受	1,029	関係会社 株 式	6,525
	合肥阿雷斯提汽 車配件有限公司	千中国元 321,899	アルミダイカスト 製品の製造	100	役員の兼任	銀行借入に対する 債務保証	1,214	—	—
増資の引受						1,001	関係会社 株 式	3,968	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高のうち買掛金及び未払金には消費税等が含まれております。
2. 株式会社アーレスティ栃木からのダイカスト製品の購入、株式会社アーレスティダイモールド浜松からのダイカスト用精密金型等の購入及びアーレスティメヒカーナS.A. de C.V. へのダイカスト用精密金型等の販売については、市場の実勢価格を勘案して価格交渉の上決定しております。
3. 資金の借入については、連結グループ内における効率的な資金運用を目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、利息については市場金利を勘案し合理的に決定しております。また、取引金額については期中平均残高によっております。
4. 広州阿雷斯提汽车配件有限公司、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V. 及び合肥阿雷斯提汽车配件有限公司に対する債務保証は、株式会社みずほコーポレート銀行等からの融資に対して保証したものであります。また、株式会社アーレスティ栃木の電子記録債権に係る債務に対して保証をしております。
5. 増資の引受は、各子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,466円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 51円28銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成25年5月13日開催の取締役会で当社が保有する投資有価証券の一部銘柄を売却することを決議しました。

なお、当該投資有価証券の売却益は約8億円を想定しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月13日

株式会社 アーレスティ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	正	行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下	条	修	司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	塚		亨	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アーレスティの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アーレスティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月13日

株式会社 アーレスティ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	正	行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下	条	修	司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	塚		亨	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アーレスティの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月23日

株式会社アーレスティ	監査役会
常勤監査役 熊 木	勉 ㊟
常勤監査役 見 目	康 夫 ㊟
社外監査役 早乙女	唯 夫 ㊟
社外監査役 志 藤	昭 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の主力事業であるダイカスト事業をより効率的に展開、拡大するため、本店の所在地を東京都中野区から、当社の東海工場及びテクニカルセンターが所在する愛知県豊橋市に変更することとし、そのための定款変更を行うものであります。

また、この変更につきましては、平成25年6月30日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。なお、この附則は、効力発生日経過後、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (本店の所在地) 第2条 当社は、本店を東京都中野区に置く。 (新 設)	第1章 総則 (本店の所在地) 第2条 当社は、本店を愛知県豊橋市に置く。 <u>附 則</u> <u>第2条の変更は、平成25年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	たか はし 高橋 新 (昭和30年11月2日生)	昭和54年4月 当社入社 昭和61年10月 アーレスティウイルミントン取締役就任 昭和62年6月 当社取締役就任 平成6年5月 アーレスティウイルミントン取締役会長就任 平成7年6月 当社専務取締役就任 平成9年6月 当社代表取締役副社長就任 平成9年10月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成13年6月 京都ダイカスト工業(株)取締役就任 平成13年7月 当社執行役員 平成15年6月 当社上席執行役員 平成17年6月 当社最高執行責任者(現任)	915,021株
2	いし まる 石丸 博 (昭和31年12月28日生)	昭和56年4月 当社入社 平成9年8月 アーレスティウイルミントン代表取締役社長就任 平成13年3月 当社国際業務室長兼技術部長 平成13年7月 当社執行役員 平成15年5月 当社中国プロジェクト部長 平成15年9月 広州阿雷斯提汽车配件有限公司董事長総経理就任 平成19年3月 当社執行役員 平成22年4月 当社品質保証本部長 平成22年6月 当社取締役就任(現任) 平成23年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社専務執行役員(現任) 平成25年4月 当社管理本部長(現任)	3,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	の なか けん いち 野 中 賢 一 (昭和24年1月28日生)	昭和42年4月 当社入社 平成3年6月 (株)アーレスティ熊本取締役管理部長 平成6年7月 当社品質管理部長兼TQM推進室長 平成11年1月 当社業務管理部長 平成11年5月 当社業務管理部長兼経営企画室長 平成13年3月 アーレスティウイルミントン代表取締役社長 就任 平成13年7月 当社執行役員 平成17年1月 当社上席執行役員 当社豊橋工場長 平成17年6月 当社執行役員 平成20年10月 アーレスティウイルミントン代表取締役社長 就任 平成23年1月 当社製造本部長(現任) 平成23年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役就任(現任) 当社専務執行役員(現任)	8,356株
4	※ が もう しん いち 蒲 生 新 市 (昭和30年8月18日生)	昭和57年10月 菅原精密工業(株)入社(現(株)アーレスティ山 形) 平成14年5月 同社取締役工場長就任 平成20年4月 (株)アーレスティ山形代表取締役就任 平成23年10月 当社執行役員 広州阿雷斯提汽车配件有限公司董事長兼総経 理(現任) 平成25年4月 当社常務執行役員(現任)	1,068株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
5	原 隆 (昭和31年8月19日生)	昭和56年4月 日本軽金属㈱入社 平成13年12月 同社素形材事業部営業部長 平成18年6月 同社素形材事業部長 兼松尾工業㈱(現日軽松尾㈱)代表取締役社長 平成19年6月 日本軽金属㈱執行役員素形材事業部長 平成21年6月 同社執行役員メタル合金事業部長、素形材事業部長 平成23年7月 同社執行役員メタル・素形材事業部長 平成24年6月 当社取締役就任(現任) 日本軽金属㈱常務執行役員メタル・素形材事業部長(現任) 平成24年10月 日本軽金属ホールディングス㈱執行役員(現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 原隆氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、原隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 原隆氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、日本軽金属ホールディングス㈱の執行役員の職にあります。その経験を活かして幅広い見地から、当社の経営全般に的確な助言をいただけるものと判断し社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 原隆氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社と社外取締役原隆氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役熊木勉氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、その任期は、当社定款の定めにより、退任される監査役の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

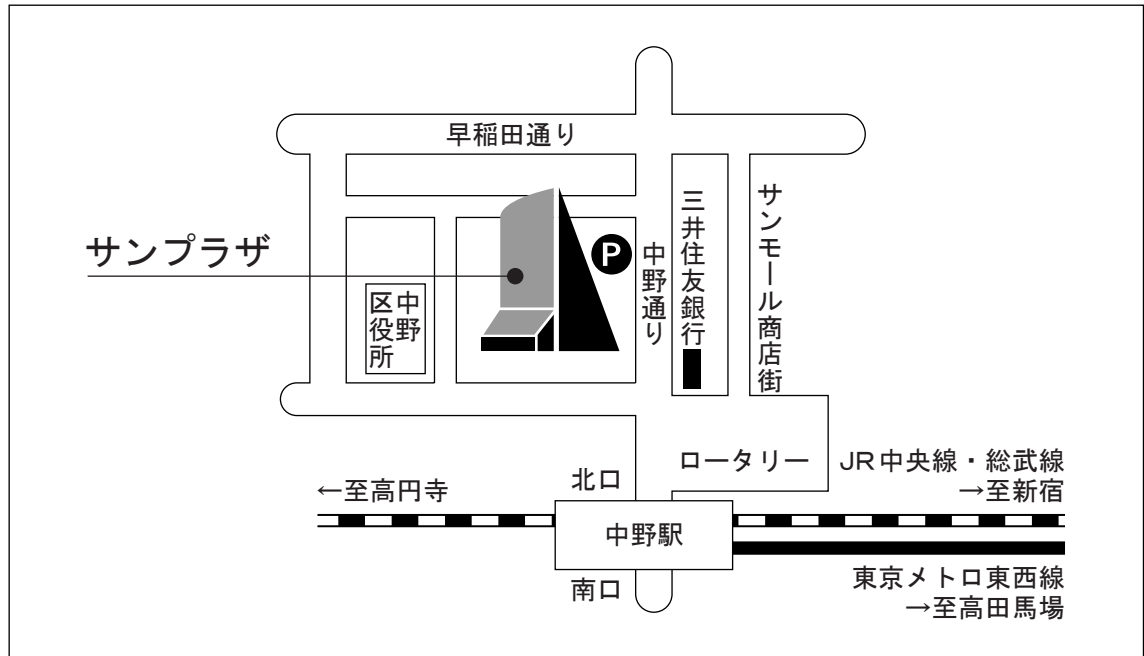
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
※ ふるや 古屋 茂 (昭和25年1月10日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年1月 当社アルミ営業部長 平成14年2月 当社執行役員 当社熊谷工場長 平成18年6月 当社取締役就任(現任) 平成19年3月 当社管理本部長兼品質保証本部長 平成20年5月 当社管理本部長 平成21年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社専務執行役員	1,500株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

株式会社中野サンプラザ 13階コスモルーム
東京都中野区中野四丁目1番1号
TEL. (03) 3388-1151 (代)



- JR中央線・総武線中野駅北口徒歩1分
- 東京メトロ東西線中野駅北口徒歩1分

なお、誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので、最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。